

令和4年度特別支援教育の推進に関する関係課長等連絡会議

参考資料

1. 学校施設整備の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・ p.2
2. 公立特別支援学校における教室不足について・・・・・・・・ p.11
3. 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について・ p.19
4. 消費者教育について・・・・・・・・・・・・・・・・ p.37
5. 学校安全について・・・・・・・・・・・・・・・・ p.43
6. 生命（いのち）の安全教育について・・・・・・・・ p.48
7. 特別支援教育における教科書等について・・・・・・・・ p.52
8. 障害のある学生の修学支援について・・・・・・・・ p.63
9. 障害者スポーツ施策について・・・・・・・・ p.80
- 10.部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備について・・・・・・・・ p.84

学校施設整備の取組について

< 資料配布の趣旨 >

新しい時代の特別支援教育を実現していくためには、学校施設整備の観点も重要です。そのためには、特別支援教育担当課等の関係課と施設整備担当課との連携が重要ですから、皆様のご協力をお願いします。

また、適切な連携の為に、施設整備担当課に対して文部科学省から示している内容についてご承知おきください。

施設整備担当課に対するご協力の例

- 各障害種の特性や医療的ケアを要する児童生徒のための施設整備に当たっての専門的知見の提供
- 要配慮児童生徒の小中学校への入学予定情報や個別の具体的な状況の事前共有

など

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

< 目 次 >

1. 学校施設整備指針と学校施設の在り方の検討について p.2-4

- 学校施設整備指針とは
- 学校施設整備指針のこれまでの歩み
- 報告書「これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方について」（令和4年3月）

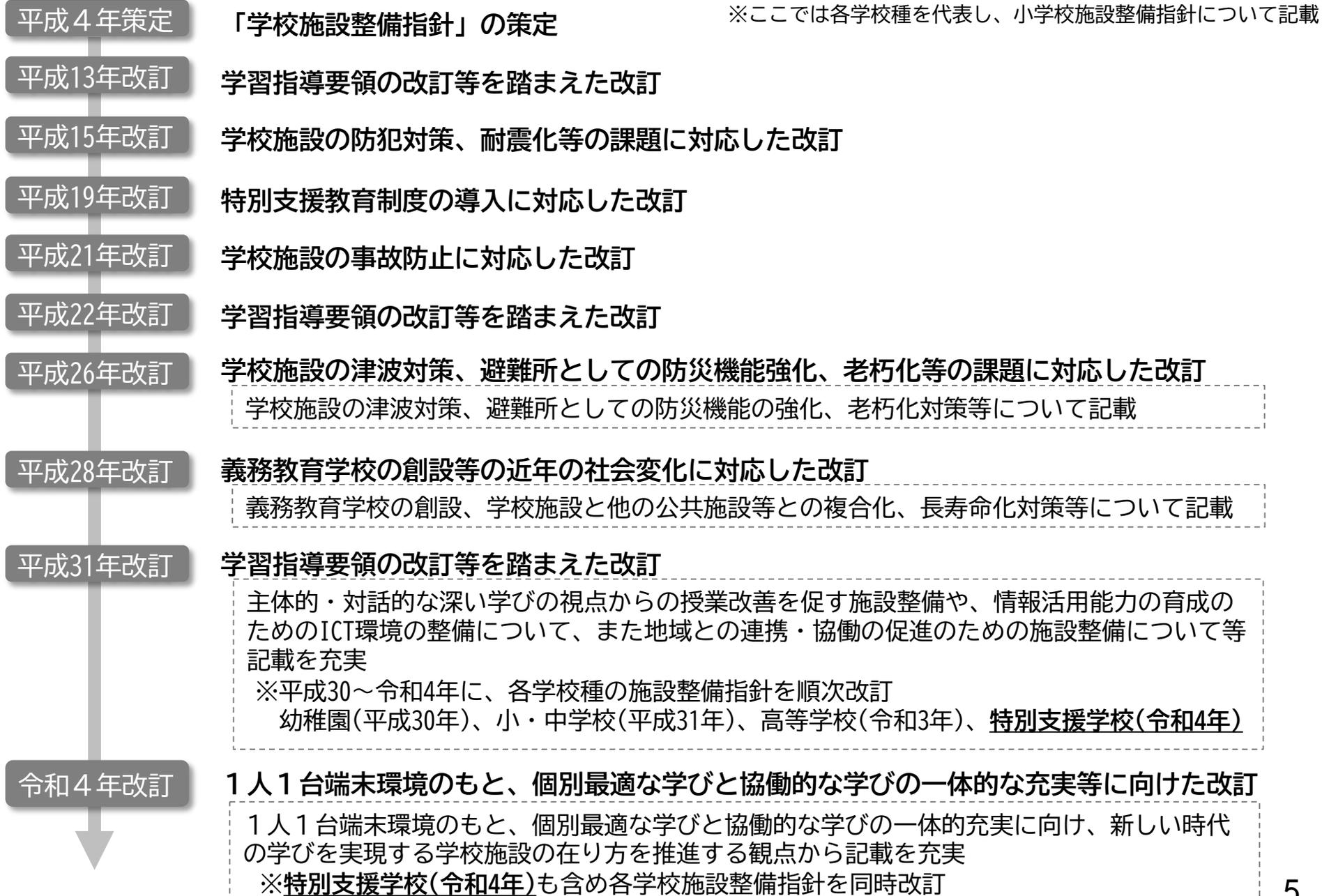
2. 学校施設のバリアフリー化の加速について p.5-8

- 文部科学省のバリアフリー化に関するこれまでの主な取組
- 文部科学省のバリアフリー化を加速するための更なる取組
- 学校施設に対するエレベーターの国の整備目標に係る留意事項
- 事例集「学校施設のバリアフリー化の加速に向けた取組事例集」の取りまとめ

- 学校は、子供たちが生き生きと学習や生活を行うことができる安全で豊かな施設環境を確保し、教育内容・方法の多様化へ対応するための施設機能を備えることが必要。
- このため、小学校、中学校などの学校種別ごとに、学校施設整備の基本方針や計画・設計上の留意事項について示した「学校施設整備指針」を策定し、学校施設の配置計画や平面計画、各室の計画等において留意すべき事項を提示。
- 特別支援学校施設整備指針において、障害の特性に応じた施設計画上の留意事項を記載。また、小・中学校施設整備指針において、特別支援学級や通級による指導の実施に係る施設計画上の留意事項を記載。
- 加えて、学校施設の先進事例を集めた事例集等も作成。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/main7_a12.htm



学校施設整備指針のこれまでの歩み



報告書「これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方について」（令和4年3月）

→特別支援教育を巡る動向を踏まえ、学校施設の在り方を検討。それを踏まえ各学校施設整備指針も改訂

特別支援教育を巡る動向

- ・特別支援教育を受ける子供の数の増加
- ・学習指導要領の改訂
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正（令和3年4月施行）
- ・特別支援学校設置基準の制定（令和3年9月公布、施設及び設備に係る規定は令和5年4月施行）
- ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定（令和3年9月施行） など

これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方

■障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ場の整備、多様な学びの場の整備

（多様な活動に柔軟に対応できる空間の確保、特別支援学校の小中学校等への併置・併設 等）

■一人一人の教育的ニーズに応じた教育を支えるための施設の充実

（ICT利用のための無線LAN・電源の整備、医療的ケアの専門スタッフ等のための空間整備 等）

■地域のコミュニティの拠点としての機能の充実

（福祉避難所として児童生徒や要配慮者等の利用を想定した平面計画・動線計画 等）

■社会的要請を踏まえた安全・安心・快適な空間づくり

（バリアフリー化、特別支援学校の教室不足解消のための既存施設の有効活用 等）

国における推進方策

- ・各学校施設整備指針の改訂とともに、学校施設の計画・整備の事例を整理し、各学校設置者に周知。
- ・特別支援教育を行う学校施設の整備に有効に活用できる財政支援等について周知し、活用を促進。6

文部科学省のバリアフリー化に関するこれまでの主な取組

○学校施設バリアフリー化推進指針改訂（令和2年12月）

学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方や計画・設計上の留意点等をまとめ、推進指針の改訂を行った。

○公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する令和7年度までの国の目標（令和2年12月）

バリアフリー法に基づく基本方針における目標期間となる令和3年度から令和7年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うため、以下のとおり国の整備目標を設定した。

車椅子利用者用トイレ	:	避難所に指定されている全ての学校 に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約95%に相当
スロープ等による段差解消	:	全ての学校 に整備する※1
エレベーター	:	要配慮児童生徒等※2が在籍する全ての学校 に整備する ※校舎については、令和2年度調査時点で総学校数の約40%に相当

※1 小修繕や既製品による対応を含む。

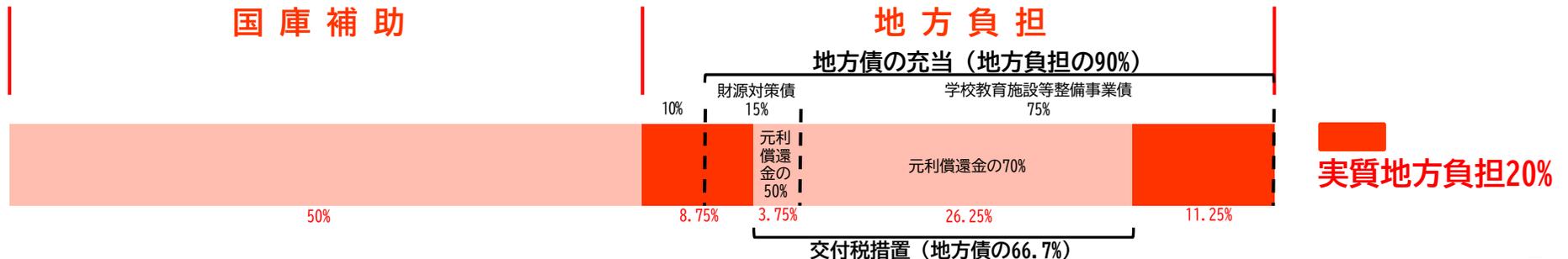
※2 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員等を指す。

○公立小中学校等施設のバリアフリー化加速の要請（令和2年12月）

国は、各学校設置者に対して、当該整備目標を踏まえ、所管する各学校施設のバリアフリー化に関する整備目標を盛り込んだ整備計画を策定し、校舎、屋内運動場においてバリアフリー化の計画的整備が進むよう取組を加速することを要請した。

○バリアフリー化工事の国庫補助算定割合引き上げ

令和3年4月から大規模改造（障害児等対策）の国庫補助算定割合を1/3から1/2へ引き上げた。
また、地方負担分について、90%まで地方債を充当可能であり、そのうち66.7%が交付税措置される。



文部科学省のバリアフリー化を加速するための更なる取組

○公立小中学校等施設のバリアフリー化加速化セミナー（令和3年10月～）

行政説明及び有識者講演の動画を、動画配信サイト上で配信・公開しています。

（公開URL）<https://www.youtube.com/playlist?list=PLptIfvukPumKBAIbWhqB0woYwr2lMaLrL>



○公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する相談窓口（令和3年11月～）

文部科学省に学校施設のバリアフリー化に関する相談窓口を設置し、学校設置者等からの相談をウェブサイト上で受け付けています。

整備目標、補助制度等の一般的な質問について文部科学省担当者から回答・助言を受けられるだけでなく整備上の専門的・技術的な質問にも、有識者から回答・助言を受けることができます。

（公開URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/mext_01692.html



○学校施設のバリアフリー化の加速に向けた取組事例集（令和4年6月）

学校設置者が優先順位をつけながら着実にバリアフリー化を進めることができるように、バリアフリー化の整備計画の策定や優良事例について紹介しています。

（公開URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/mext_00004.html



また、整備計画の策定状況やバリアフリー化の状況のフォローアップを継続的に実施する予定です
施設整備担当課と適切に連携の上、取組が進むようご協力をお願いします

事例集「学校施設のバリアフリー化の加速に向けた取組事例集」の取りまとめ

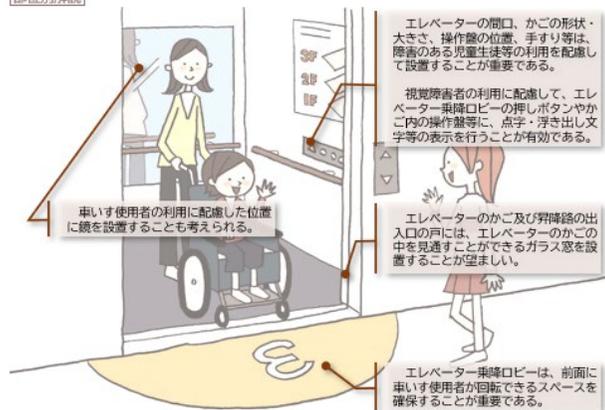
○既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化が着実かつ迅速に推進されるよう、技術的な観点に必要な情報を事例として示し各学校設置者おける検討に資する資料として取りまとめ（令和4年6月）

イラスト解説例：利用しやすいエレベーター

利用しやすいエレベーター



部位別解説



エレベーターや乗降ロビーの大きさ、視覚障害者の利用に配慮した操作盤、鏡の設置などについてイラストで解説。

各自治体が制定・策定している学校施設のバリアフリー化に係る条例・計画や、学校ごとの個別のバリアフリー整備等を掲載。（計11自治体、19施設）

掲載例：

東京都町田市立 町田第一中学校



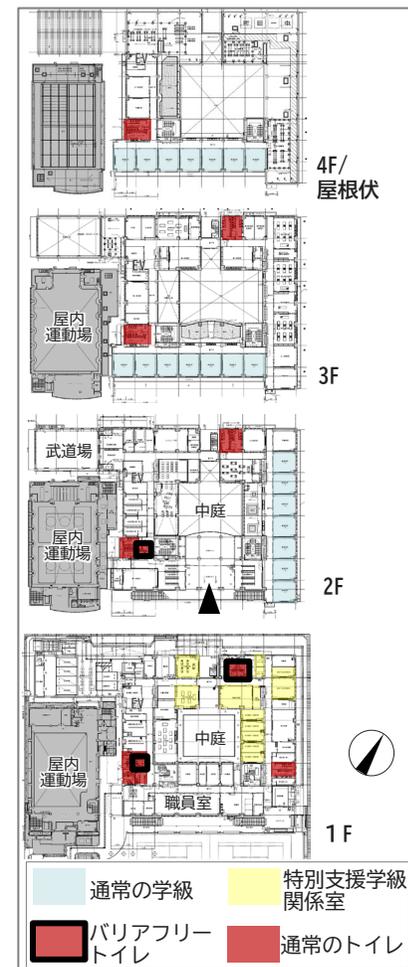
各階にある一般のトイレも広く作られ、その内部には、車いすでも利用できるトイレが整備

滋賀県近江八幡市立 八幡小学校



児童生徒の状況に合わせ、スロープを、勾配の小さいものに付け替え

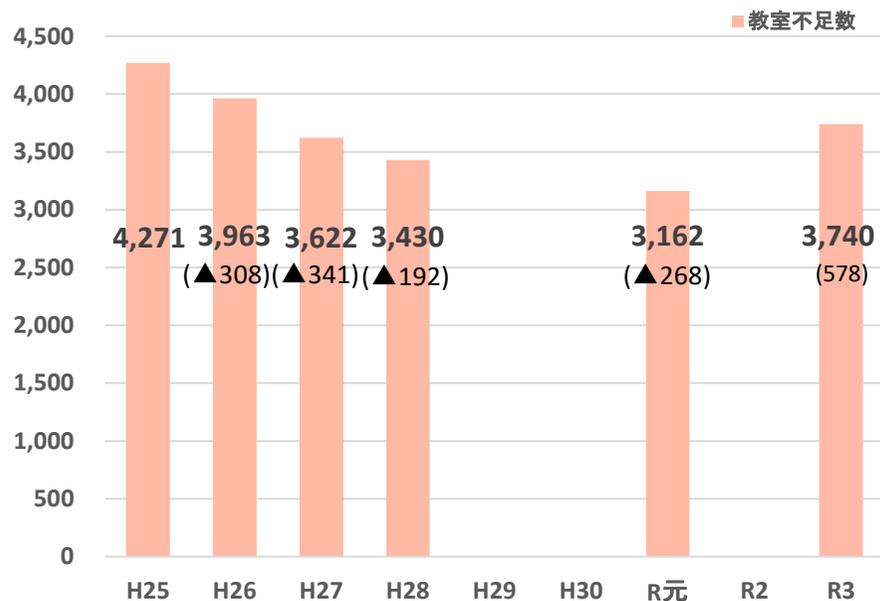
防火上の既存不適合を解消し、エレベーター棟を増築



町田第一中学校・各階平面

特別支援学校の教室不足について

公立特別支援学校における教室不足数の推移



()内は前年度からの増減数。
ただし、R元はH28からの増減数、R3はR元からの増減数。

近年の特別支援教育を必要とする児童生徒数の増加により、前回調査と比較して、578教室増加しており、令和3年10月1日現在3,740教室の不足が生じている。

特別支援学校における教室不足の解消について（通知）（R4.3.1）

- 各設置者に対し、**集中取組期間**（令和2年度から令和6年度まで）において、**国の財政支援制度を積極的に活用**するなどして、新設校の設置、校舎の増築、分校・分教室による対応、廃校・余裕教室等の既存施設の活用等を図るなど、**首長部局や域内市区町村とも連携しながら、教室不足の解消に向けた取組を集中的に行う**よう要請。
- 各設置者に対し、集中取組期間において教室不足の解消に向けて集中的に取り組むための計画（**集中取組計画**）を策定していない場合は、設置基準も踏まえ、**令和3年度末までに、可及的速やかに策定**を要請。

文部科学省の支援策等

- 各設置者が行う特別支援学校の新增築等の施設整備に対して、**優先的に国庫補助**
- さらに、**集中取組期間**に、既存施設を特別支援学校の用に供する改修事業について国庫補助の算定割合を3分の1から2分の1へ引上げ
- 各設置者に対し、解消の前倒しの可否や課題等について**個別にヒアリング**するなど、きめ細かくフォローアップし、**加速化を働きかけ**。

3 施助第 21 号
令和 4 年 3 月 1 日

各都道府県教育委員会施設主管課長
各都道府県教育委員会特別支援教育主管課長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長
野 沢 和 也
(公印省略)

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
山 田 泰 造
(公印省略)

特別支援学校における教室不足の解消について（通知）

このたび、令和 3 年 10 月 1 日現在における特別支援学校の教室不足の現状を調査（令和 3 年 10 月 19 日付け事務連絡）したところ、全国で 3,740 教室の不足が生じているとの回答がありました。前回調査（令和元年度調査）と比較して、578 増加しており、依然として高い水準で教室不足が生じています。

特別支援学校における教育環境の整備については、従来、各学校設置者（以下「各設置者」という。）において取組を進めていただいておりますが、各設置者におかれましては、下記の点に留意し、適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれましては、本通知の内容について特別支援学校を設置している域内の設置者に対し、周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 文部科学省においては、教室不足のより一層の解消に向けて、各設置者の取組を支援するため、特別支援学校の新増築等の施設整備に対して、優先的に国庫補助を行っております。また、既存施設を特別支援学校の用に供する改修事業について、令和 2 年度から令和 6 年度までの期間（以下「集中取組期間」という。）、国庫補助の算定割合を 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げております。また、令和 3 年 9 月 24 日には、特別支援学校設置基準（令和 3 年文部科学省令第 45 号）（以下「設置基準」という。）を公布し、校舎や運動場の必要面積等をお示ししたところです。

2. 各設置者におかれましては、令和6年度までの集中取組期間において、国の財政支援制度を積極的に活用するなどして、新設校の設置、校舎の増築、分校・分教室による対応、廃校・余裕教室等の既存施設の活用等を図るなど、首長部局や域内市区町村とも連携しながら、教室不足の解消に向けた取組を集中的に行っていただきますようお願いいたします。また、「特別支援学校設置基準の公布等について」（令和3年9月24日付け3文科初第1076号）にもある通り、設置基準策定以前に設置されている特別支援学校については、編制並びに施設及び設備に関する経過措置を設けているところですが、可能な限り速やかに設置基準を満たすこととなるよう努めていただきますよう、改めてお願いいたします。

3. 教室が不足している各都道府県教育委員会におかれましては、集中取組期間において教室不足の解消に向けて集中的に取り組むための計画（以下「集中取組計画」という。）を策定していない場合は、設置基準も踏まえ、令和3年度末までに、可及的速やかに策定していただくようお願いいたします。また、既に集中取組計画を策定している場合は、設置基準も踏まえ、集中取組計画を着実に実施いただくようお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会における教室不足解消に向けた集中取組計画の進捗状況等については、令和3年度中に、個別にヒアリングを実施する予定であることを申し添えます。

【問合せ先】

本調査の内容に関すること

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課指導係

Tel 03-6734-2463

特別支援教育の推進全般に関すること

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

Tel 03-6734-3193

公立特別支援学校における教室不足調査の結果について

別添1

令和3年10月1日現在

都道府県名	児童生徒等の増加に伴う一時的な対応をしている教室数								①～⑦の合計(*)	(*)のうち、授業の実施に支障が生じており、今後整備する必要がある教室数	今後必要が見込まれることから、新たに整備が必要な教室数	不足教室数	(A)+(B)のうち令和6年度までに解消が計画されている室数	集中取組計画の有無※
	仮設建物借用教室	特別教室の転用	管理諸室の転用	教室の間仕切り	体育館・廊下等の間仕切り	倉庫・準備室等の転用	その他の対応	(A)						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	(A)						
北海道	0	79	2	41	1	9	11	143	100	6	106	2	有	
青森県	0	8	1	0	0	0	19	28	28	0	28	28	無	
岩手県	6	46	13	17	0	6	28	116	14	25	39	0	有	
宮城県	82	7	3	0	0	0	211	303	30	29	59	0	有	
秋田県	2	5	0	4	0	0	0	11	3	0	3	1	無	
山形県	3	10	5	24	0	0	0	42	10	7	17	12	有	
福島県	0	22	5	53	6	3	58	147	36	2	38	8	有	
茨城県	29	69	16	58	8	13	0	193	100	7	107	38	有	
栃木県	3	67	1	64	0	0	1	136	7	2	9	9	有	
群馬県	3	29	2	23	4	2	8	71	30	13	43	1	有	
埼玉県	6	154	31	64	6	22	375	658	168	23	191	92	有	
千葉県	29	73	14	48	12	9	80	265	158	62	220	39	有	
東京都	183	301	129	278	1	44	267	1,203	511	3	514	104	有	
神奈川県	64	120	16	426	11	18	22	677	75	86	161	12	無	
新潟県	7	35	5	22	3	3	9	84	24	23	47	16	有	
富山県	0	10	3	3	0	0	2	18	5	0	5	5	無	
石川県	0	5	0	0	1	0	25	31	30	0	30	30	有	
福井県	0	9	1	5	1	2	20	38	9	3	12	0	無	
山梨県	0	24	1	5	0	1	21	52	38	1	39	0	有	
長野県	17	55	18	25	9	18	82	224	35	34	69	0	有	
岐阜県	41	25	4	7	0	8	112	197	73	12	85	32	有	
静岡県	12	78	15	34	4	8	1	152	47	47	94	16	有	
愛知県	13	57	0	26	0	1	81	178	71	0	71	8	有	
三重県	0	56	7	43	0	3	1	110	72	18	90	19	無	
滋賀県	4	45	2	15	0	1	7	74	40	27	67	16	有	
京都府	22	28	6	7	2	1	4	70	14	101	115	88	無	
大阪府	34	97	20	44	13	14	320	542	528	0	528	90	有	
兵庫県	58	53	11	35	1	4	0	162	21	25	46	4	有	
奈良県	0	21	3	8	0	3	0	35	4	2	6	2	有	
和歌山県	4	23	3	6	0	0	40	76	57	0	57	0	有	
鳥取県	2	6	2	7	0	0	4	21	0	0	0	0	無	
島根県	0	12	1	3	1	0	2	19	13	4	17	2	有	
岡山県	20	12	3	12	1	1	1	50	17	1	18	0	無	
広島県	32	49	30	47	0	11	11	180	73	19	92	45	有	
山口県	11	17	2	25	0	2	2	59	8	0	8	0	有	
徳島県	0	8	3	16	1	5	3	36	17	2	19	0	有	
香川県	0	22	0	15	0	2	59	98	27	13	40	0	有	
愛媛県	0	3	0	19	0	0	0	22	21	0	21	7	有	
高知県	5	8	1	0	1	0	1	16	1	0	1	1	有	
福岡県	43	34	12	20	1	7	51	168	114	12	126	12	有	
佐賀県	13	16	1	5	0	3	1	39	33	30	63	33	有	
長崎県	1	11	6	16	0	3	7	44	5	56	61	0	有	
熊本県	11	42	6	11	1	1	51	123	107	74	181	121	有	
大分県	0	7	2	34	0	5	6	54	37	31	68	20	有	
宮崎県	0	7	1	3	1	2	4	18	18	0	18	10	無	
鹿児島県	8	34	4	35	0	3	1	85	14	6	20	9	有	
沖縄県	4	16	4	20	2	1	10	57	17	74	91	37	有	
全国	772	1,915	415	1,673	92	239	2,019	7,125	2,860	880	3,740	969		

※集中取組計画とは、各都道府県において教室不足解消に向けて集中的に取り組むために策定する計画。

公立特別支援学校における教室不足調査の結果について(学部等別)

令和3年10月1日現在

都道府県名	不足教室数					合計
	幼稚部	小学部	中学部	高等部	特別教室等	
北海道	0	40	41	25	0	106
青森県	0	16	5	3	4	28
岩手県	0	9	5	7	18	39
宮城県	0	10	8	14	27	59
秋田県	0	0	3	0	0	3
山形県	0	2	1	4	10	17
福島県	0	23	7	4	4	38
茨城県	0	43	40	14	10	107
栃木県	0	4	3	2	0	9
群馬県	0	10	5	8	20	43
埼玉県	0	94	41	56	0	191
千葉県	0	74	46	51	49	220
東京都	0	273	100	72	69	514
神奈川県	0	43	28	37	53	161
新潟県	0	7	13	7	20	47
富山県	0	4	1	0	0	5
石川県	0	14	4	12	0	30
福井県	0	3	6	2	1	12
山梨県	0	14	10	11	4	39
長野県	0	6	5	3	55	69
岐阜県	0	30	20	31	4	85
静岡県	0	20	15	13	46	94
愛知県	0	14	8	47	2	71
三重県	0	42	17	16	15	90
滋賀県	0	21	10	18	18	67
京都府	0	57	6	18	34	115
大阪府	0	111	106	82	229	528
兵庫県	0	15	10	8	13	46
奈良県	0	3	1	1	1	6
和歌山県	0	28	17	9	3	57
鳥取県	0	0	0	0	0	0
島根県	0	8	2	4	3	17
岡山県	0	2	9	2	5	18
広島県	0	15	10	35	32	92
山口県	0	5	2	1	0	8
徳島県	0	6	2	5	6	19
香川県	0	14	4	14	8	40
愛媛県	0	6	9	6	0	21
高知県	0	0	0	0	1	1
福岡県	0	53	25	34	14	126
佐賀県	0	10	17	35	1	63
長崎県	0	17	14	9	21	61
熊本県	0	39	27	38	77	181
大分県	0	21	24	23	0	68
宮崎県	0	5	5	8	0	18
鹿児島県	0	8	5	3	4	20
沖縄県	0	44	15	20	12	91
全国	0	1,283	752	812	893	3,740

※福島県については、現在も東日本大震災の影響により、一部の学校で児童・生徒が県内外の学校等に分散している状況があるが、その影響についてもそのまま反映させた。

公立特別支援学校における教室不足調査の結果について(前回調査比較) 別添3

令和3年10月1日現在

都道府県名	教室不足数		
	R1. 5. 1現在	R3. 10. 1現在	増減
北海道	112	106	▲ 6
青森県	39	28	▲ 11
岩手県	44	39	▲ 5
宮城県	54	59	5
秋田県	2	3	1
山形県	17	17	0
福島県	55	38	▲ 17
茨城県	105	107	2
栃木県	114	9	▲ 105
群馬県	29	43	14
埼玉県	187	191	4
千葉県	193	220	27
東京都	206	514	308
神奈川県	213	161	▲ 52
新潟県	55	47	▲ 8
富山県	4	5	1
石川県	3	30	27
福井県	9	12	3
山梨県	39	39	0
長野県	44	69	25
岐阜県	80	85	5
静岡県	196	94	▲ 102
愛知県	85	71	▲ 14
三重県	80	90	10
滋賀県	59	67	8
京都府	23	115	92
大阪府	35	528	493
兵庫県	137	46	▲ 91
奈良県	14	6	▲ 8
和歌山県	81	57	▲ 24
鳥取県	13	0	▲ 13
島根県	17	17	0
岡山県	25	18	▲ 7
広島県	75	92	17
山口県	75	8	▲ 67
徳島県	25	19	▲ 6
香川県	21	40	19
愛媛県	35	21	▲ 14
高知県	0	1	1
福岡県	139	126	▲ 13
佐賀県	23	63	40
長崎県	3	61	58
熊本県	243	181	▲ 62
大分県	53	68	15
宮崎県	41	18	▲ 23
鹿児島県	22	20	▲ 2
沖縄県	38	91	53
合計	3, 162	3, 740	578

※福島県については、現在も東日本大震災の影響により、一部の学校で児童・生徒が県内外の学校等に分散している状況があるが、その影響についてもそのまま反映させた。

公立特別支援学校における教室不足調査の結果について(校舎・運動場面積)

別添4

令和3年10月1日現在

都道府県名	学校数	必要面積を満たしている学校の数	
		校舎	運動場
北海道	72	67	60
青森県	20	16	14
岩手県	15	10	6
宮城県	26	18	13
秋田県	14	10	8
山形県	18	9	6
福島県	24	12	8
茨城県	24	10	20
栃木県	16	9	14
群馬県	26	24	14
埼玉県	47	16	28
千葉県	43	25	29
東京都	62	58	17
神奈川県	49	31	21
新潟県	35	25	19
富山県	14	13	10
石川県	11	11	6
福井県	11	10	7
山梨県	13	12	7
長野県	19	10	13
岐阜県	23	17	14
静岡県	38	14	16
愛知県	40	24	27
三重県	18	14	8
滋賀県	16	12	9
京都府	22	17	10
大阪府	49	37	25
兵庫県	46	33	22
奈良県	10	4	10
和歌山県	11	5	9
鳥取県	9	9	6
島根県	12	11	7
岡山県	15	14	12
広島県	18	15	14
山口県	13	13	10
徳島県	11	7	5
香川県	8	3	3
愛媛県	10	4	8
高知県	14	10	5
福岡県	38	31	20
佐賀県	10	6	7
長崎県	17	12	4
熊本県	23	15	10
大分県	16	14	8
宮崎県	13	7	9
鹿児島県	16	11	11
沖縄県	21	12	8
合計	1096	767	617

※学校数については、休校中の学校を除く。

特別支援学校施設に係る主な国庫補助制度の概要

1. 新增築事業

○学校建物を新築又は増築するもの

公立学校施設整備費負担金（小・中学部） 負担割合 1 / 2 ※

学校施設環境改善交付金（幼・高等部） 算定割合 1 / 2

※都道府県立の養護特別支援学校 5. 5 / 10

※離島、奄美の特別支援学校（盲・ろうの小・中学部） 5. 5 / 10

2. 改築事業

○構造上危険な状態等にある学校建物を建て直すもの

学校施設環境改善交付金 算定割合 1 / 3 ※

※離島、奄美の特別支援学校（盲・ろうの小・中学部） 5. 5 / 10

※学校施設以外の公共施設との複合化・集約化する場合（寄宿舍は対象外） 1 / 2

3. 改修事業

○既存の学校建物の内外装の模様替えや用途変更を行うもの

（老朽施設改修、バリアフリー化、トイレ改造など）

学校施設環境改善交付金 算定割合 1 / 3 ※

※財政力指数 1.00 超の地方公共団体は 2 / 7

※バリアフリー化事業については算定割合 1 / 2 とする。

（ただし、保有面積が 2,000 m²未満の学校及び幼稚園は算定割合 1 / 3。）

○既存施設を特別支援学校の用に供するように改修するもの

（余裕教室や廃校等の模様替えなど）

学校施設環境改善交付金 算定割合 1 / 3 ※

※令和 2 年度から令和 6 年度の間実施する事業については算定割合を 1 / 2 とする。

「特別支援教育担当者会議」及び
「特別支援教育の推進に関する関係課長連絡会議」

障害者の生涯を通じた 多様な学習活動の充実について



文部科学省
総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
障害者学習支援推進室

障害者の生涯学習に関する現状と課題

障害者の学校卒業後の状況

- 特別支援学校卒業生の高等教育機関への進学率は約**2.2%**
特に、卒業生の9割近くを占める知的障害者は約**0.5%**に留まる
→「学校卒業後、学びや交流の場はどうなってしまうのか、とても不安に感じている」「障害者はその特性から、ゆっくりと成長するのに、学び続けることができない」といった声も
- **約92%**の障害者が就職又は障害福祉サービスなどに進む

障害者本人の意識、ニーズ ※平成30年度 障害者本人の意識等調査の結果より

- 「障害者の学習機会が充実されることは重要だと思う」 →**81.1%**
一方で…「一緒に学習する友人、仲間がいない」 →**71.7%**
「学ぼうとする障害者に対する社会の理解がない」 →**66.3%**
「知りたいことを学ぶための場や学習プログラムが身近にない」 →**67.2%**

課題

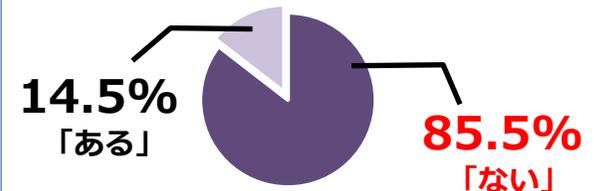
- ① 障害者の多様な社会参加を支える学習活動の充実とともに進学が困難な移行期の知的障害者等も**学び続けることができる生涯学習機会が重要**
- ② 障害者の学習支援の経験のある公民館等が**14.5%**に留まるように、地方公共団体にはノウハウや実施体制がない
- ③ 先進的に取り組むNPOや大学等による生涯学習プログラムのモデル化が**進展しているが**、民間団体は予算等の資源不足から**取組の持続性や成果の波及力に課題**がある

対応

- ▶ **地方公共団体が民間団体と連携し、持続可能な事業実施体制を整備する**
- ▶ **発達段階や障害種等に応じた学習プログラムの開発やその担い手を育成する**

【公民館等が障害者の学習活動の支援に関わった経験の有無】

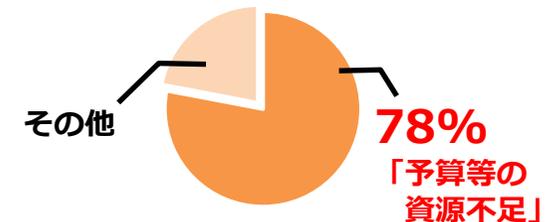
※平成30年度調査研究より



公民館：全国に約13,000ヶ所設置され、地域住民に最も身近な社会教育施設

【障害者の学びの支援を継続させるための課題】

※委託団体を対象としたアンケート結果より抽出(民間団体等)



【アンケート回答の一例】
人とのつながりやネットワークは自分たちで作っていくことができるが、財源を生み出すことが難しい。

<関連する他の施策・事業について>

- 【厚生労働省】
 - ・障害福祉サービス等
- 【文化庁】
 - ・障害者芸術文化活動普及支援事業
- 【スポーツ庁】
 - ・障害者スポーツ推進プロジェクト 等

有識者会議最終報告のポイント

「障害者の生涯学習の推進方策について—誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して—（報告）」平成31年3月

学校卒業後の障害者が学ぶ場が十分でない

目指す方向性

- 誰もが、障害の有無にかかわらず**共に学び、生きる共生社会の実現**
- **障害者の主体的な学びの重視、個性や得意分野を生かした社会参加の実現**

取り組むべき施策

① 学校教育から卒業後における学びへの円滑な移行

- ・生涯学習とのつながりを見通す観点から見直された、特別支援学校高等部学習指導要領等に基づき、学校段階から卒業後を見通した教育を推進
- ・学校で作成する個別的教育支援計画に「生涯学習」を位置付けた上で、進路先の企業や福祉施設等へ適切に引き継ぎ、活用

② 多様な学びの場づくり

- ・学校から社会への移行期、各ライフステージに着目し、公民館等における講座、特別支援学校の同窓会組織が主催する学びの場、大学のオープンカレッジや公開講座等の多様な学びの場づくりを推進し、地方公共団体を中心に学びの場に関する情報収集・提供を実施

③ 福祉、労働等の分野の取組と学びの連携の強化

- ・「基幹相談支援センター」（福祉）や「障害者就業・生活支援センター」（労働）との連携強化による学びに関する相談支援体制の充実
- ・「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「地域生活支援事業」等の障害福祉サービスを活用した学びの場づくりの推進

④ 障害者の生涯学習を推進するための基盤の整備

- ・障害者の生涯学習を推進する人材の育成・確保の必要があるため、国の役割として、障害者の学びの場づくりを担う人材育成に関する方策の検討や研究成果等の発信
- ・障害に関する理解促進、障害者の学びの場づくりの担い手の育成、学びの場の拡大を図るため、「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を開催
- ・都道府県、市町村の教育振興基本計画や障害者計画への「障害者の生涯学習の推進」に関する目標や事業の位置付け促進

障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会 議論のまとめ（概要）



現状と課題

- ✓ 文部科学省では「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」を目指して障害者の生涯学習環境の整備等を実施。
- ✓ 我が国全体の高等教育機関への進学率が8割を超える中、障害者の進学率は約2.2%（知的障害者に限れば約0.5%）に留まる。
- ✓ 障害者の学習ニーズに対して、提供される生涯学習の場やプログラムの量・質ともに不十分な状況で、特にノウハウや経験を有する人材が不足。

検討事項

今後、障害者の生涯学習を推進するために必要な、（1）新たな取組を開始するにあたり必要な視点や手法、（2）障害者の生涯学習を担う人材が身に着けるべき専門性や役割の整理、（3）人材を育成・確保するための方策、（4）我が国における取組を更に展開・発展させていくために考えられる方策 について検討整理。

1. 「共生社会のマナビ～障害者の生涯学習支援入門ガイド・事例集～」の作成 ※概要は別頁

- 障害者の生涯学習支援の取組を進めるための、基本的な認識や知識、参考となる情報等をコンパクトにまとめるとともに、先進的な事例のエッセンスを紹介・共有するために作成。
- 地方公共団体を中心とした関係者が事例集等を参考にしながら、域内における障害者の生涯学習支援の取組をどのように開始し、定着・発展させていくか等について、検討を行うことを期待

2. 障害者の生涯学習推進を担う人材が身に着けるべき専門性や役割の整理

- 障害者の生涯学習を担う人材に想定される役割

事業推進者/コーディネーター

講師/指導者/学習支援者

学びを支援するサポーター

- 加えて、事業推進者/コーディネーターに求められる専門性・役割

「当事者中心の生涯学習」の視点

障害に関する基礎的理解

地域資源を調整・活用する能力

特に事業推進者/コーディネーターの育成・活躍の促進が重要

- 別添として、各関係機関に期待される取組についても整理
※概要は別頁

【想定される実施主体】

- ①教育委員会
- ②公民館・生涯学習センター
- ③図書館
- ④特別支援学校等
- ⑤大学等の高等教育機関
- ⑥障害福祉担当部局等
- ⑦社会福祉協議会
- ⑧障害福祉サービス等を実施する社会福祉法人等
- ⑨生涯学習事業に取り組むNPO等（当事者団体等含む）

- 障害者の生涯学習を担う人材に求められる意識・理解

「当事者中心の生涯学習」の視点

障害に関する基礎的理解

支援者＝「共に学ぶ当事者」としての意識

3. 障害者の生涯学習推進を担う人材の育成・活躍を促進するための方策

① 障害者の生涯学習の研修機会の充実

- 都道府県教育委員会で、市区町村の社会教育主事や公民館主事等の**社会教育関係職員の研修の充実**
- 社会教育関係組織による研修実施、事例などの調査研究等の充実も期待

② 社会教育主事講習の学修内容の充実

- 「生涯学習支援論」等で取り扱う学習課題として、「**障害者の生涯学習**」の位置付けを検討
- **社会教育主事、社会教育士等の現職研修**における、「障害者の生涯学習」のテーマの取り扱いの推進

③ 社会教育士制度等による担い手育成

- **障害福祉サービス関係者の障害者の生涯学習への理解**、地方自治体の教育部局と福祉等部局の連携・協働
- 社会教育主事講習や社会教育職員向け研修に、社会福祉関係職員の参加促進

④ 特別支援学校等教員に期待される役割

- **教職員研修における障害者の生涯学習**を盛り込むことや、社会教育士称号取得の促進
- **コミュニティスクール等の推進**による在校生、卒業生等を支える地域ネットワーク形成、**退職教員の参画**に期待

⑤ 大学の社会教育主事養成課程の充実

- 「社会教育実習」等を通じて、**学生等の障害者の生涯学習活動への参加促進**
- **学生が障害者と共に学ぶ機会の充実**による、「障害の社会モデル」による障害理解等の普及に期待

⑥ 障害者本人が担い手になる仕組み

- 障害者の生涯学習において、**障害者本人が学習機会の企画運営等の担い手になるための仕組み**の構築
- 障害者本人による担い手育成のため、障害者本人による**社会教育士の称号や司書資格の取得を促進**

4. 今後、障害者の生涯学習に関して国に求められる取組

① 社会教育施策における重点化・明確化

- **社会教育・生涯学習施策として障害者の生涯学習**を明確に位置付け、**重点的に推進**していく必要
- 国において、例えば、**社会教育法等の改正や社会教育の取組の指針の提示**等、継続的な検討が必要

② 推進計画の策定と進捗状況の確認

- **国の教育振興基本計画や障害者基本計画**等における位置付けや、地方自治体の計画に浸透させる取組
- 共生社会実現を目指した学習の充実や環境づくりなど、具体的な目標設定と進捗状況の確認

③ 学びを担う人材の育成・確保

- **地方自治体の職員等**に対する研修等の充実、**障害福祉サービス関係者**への理解、**特別支援学校や大学**での取組などに向けた障害者の生涯学習の**担い手育成**
- 障害者の生涯学習推進を担う人材を育成・確保するための方策を着実に実施

④ モデル事業の今後の在り方の検討

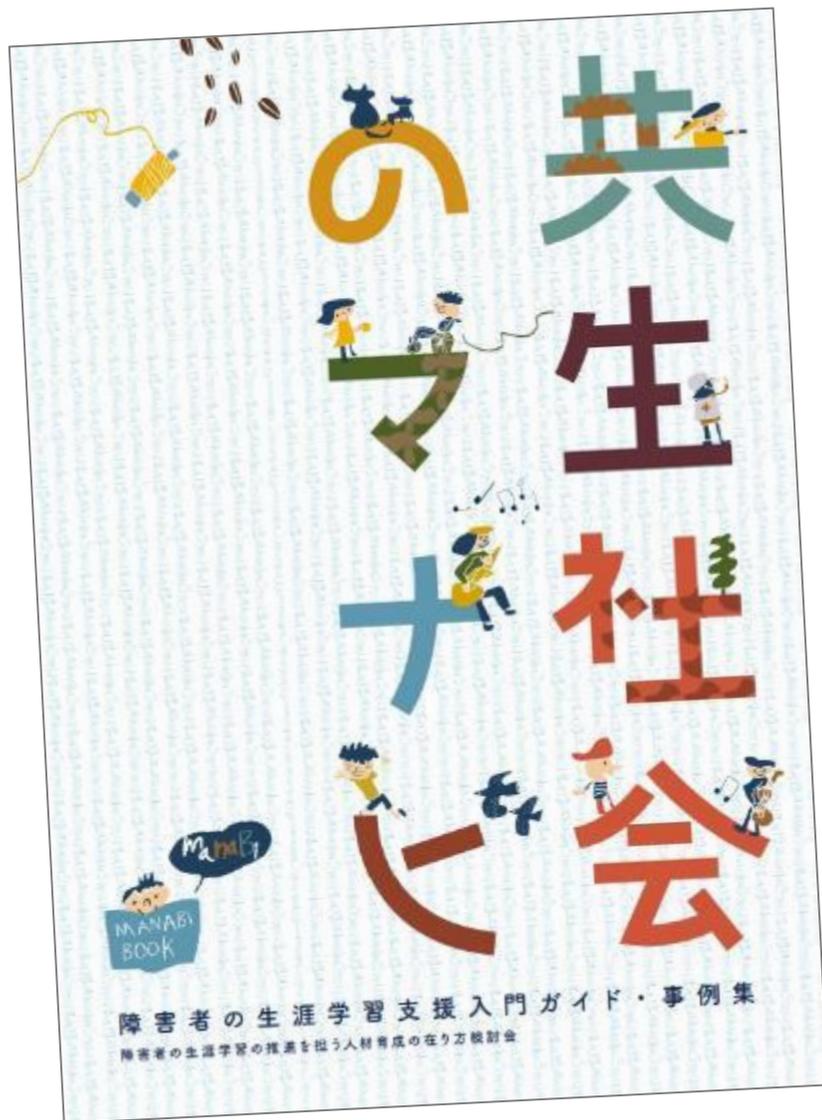
- 行政事業レビュー公開プロセスにおける**補助事業への転換の指摘や実践団体からの持続可能な制度**への要望
- モデル事業としての成果を広める方策や文化芸術・スポーツ等の関連施策の補助制度との役割分担の整理

⑤ 障害者の生涯学習や共生社会に関する啓発の充実

- **担い手の拡大と共生社会の実現に向けた啓発**の観点から、フォーラムなど各種取組を引き続き実施
- 取組に当たっては、**関係省庁との連携、メディア等の協力を得て周知**し、全国各地での啓発機会を充実



誰もが、障害の有無にかかわらず、共に学び、生きる共生社会の実現



検討会議では、人材育成の在り方の議論と並行して、知的障害者を対象とした実践事例を中心に実施主体ごとに整理し、Q&Aなども加え、障害者の生涯学習の取り組みを実施する際のポイントやヒントなどを盛り込んだ事例集をとりまとめました（令和4年3月）。

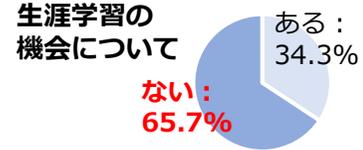
本事例集は、主に地方自治体で社会教育や生涯学習を担当されている方、特別支援学校や大学などの学校教育の分野、あるいは障害福祉の分野で学びの場づくりに取り組みたいと考えている方など、実際に取り組みを企画・運営する立場から、本当に知りたい内容を意識し、作成しています。

※文科省HPよりダウンロードできます



趣旨

平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年の障害者差別解消法の施行等も踏まえ、学校卒業後の障害者が生涯を通じて学び、社会参加できる社会や、共に学び、生きる共生社会の実現に向けた取組を推進することが急務である。また、平成30年度の学校卒業後の学習活動に関する障害者本人へのアンケート調査では、**生涯学習の機会が不足している現状**等が示されており、特に地域における障害者の生涯学習機会の整備が求められている。



こうした現状を踏まえ、**地方公共団体が民間団体等と連携し、発達段階や障害種に応じた生涯学習プログラムや持続可能な事業実施体制等のモデル開発**を行い、成果を全国に普及していくことで、障害者の生涯学習機会の整備・充実を図る。

※平成30年度学校卒業後の学習活動に関する障害者本人等へのアンケート調査

事業内容

1. 地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究〔111百万円〕委託事業

(1) 地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築〔70百万円〕

▶ 都道府県と大学等との連携による体制整備・人材育成（10箇所）R2開始

- ◆都道府県（指定都市）が中心となり、大学や特別支援学校、社会福祉法人、地元企業等が参画する障害者の生涯学習のための「地域コンソーシアム」を形成し、支援体制を構築する。
- ◆学びの場の拡大に向けて**市区町村職員等向けの人材育成研修モデル等**を開発・実証する。



(2) 地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進〔37.5百万円〕

▶ 市区町村による障害者を包摂する学習プログラムの開発（30箇所）R3開始

- ◆障害者の生涯学習のノウハウが乏しい市区町村が、実績のある民間団体等と組織的に連携し、主に公民館等の社会教育施設における、障害当事者のニーズや地域資源等を踏まえた、**ICT等の活用や多様な体験活動を含む包摂的な生涯学習プログラム**を開発・実施し、その横展開を目指す。



※現状・課題：現在の本取組の中心は民間団体を中心とする。平成30年度「障害者の生涯を通じた学習活動支援に係る実態に関するアンケート調査」では、障害者の学びの支援経験のない公民館等は85%を超える。

(3) 大学・専門学校等における生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築〔3百万円〕

▶ 社会への移行期における知的障害者等を対象とした学びのモデル構築（2箇所）R4開始

- ◆大学入学者選抜等によって進学が困難な障害者（特に知的障害者）が、**特別支援学校高等部等を卒業後も学び続けることができる生涯学習プログラム**を大学・専門学校等が開発・実施する。

2. 生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究〔3百万円〕委託事業

- ◆障害者が生涯学習活動に参加する際の**阻害要因・促進要因**を発達段階や障害種に応じて把握する調査を実施する。
- ◆ロジックモデルに基づき、**事業成果のアウトカムを適切に捕捉**する調査として実施する。（1箇所）

成果や課題を共有

3. 障害者の生涯学習に関する連絡会議の開催、普及・啓発や人材育成に向けた取組〔21百万円〕

- ◆施策の推進に向けて、各事業の計画等に**助言を行う有識者を含めた連絡会議を設置し、ネットワーク化**を図る。
- ◆実践研究事業等による「生涯学習プログラム」等の研究成果の普及や実践交流等を行うため、**全国をブロックに分けてコンファレンス（実践研究集会）**を実施する。
- ◆障害の理解促進や共生社会実現に向けて障害当事者等の参画も得て**障害理解啓発フォーラム**を実施する。

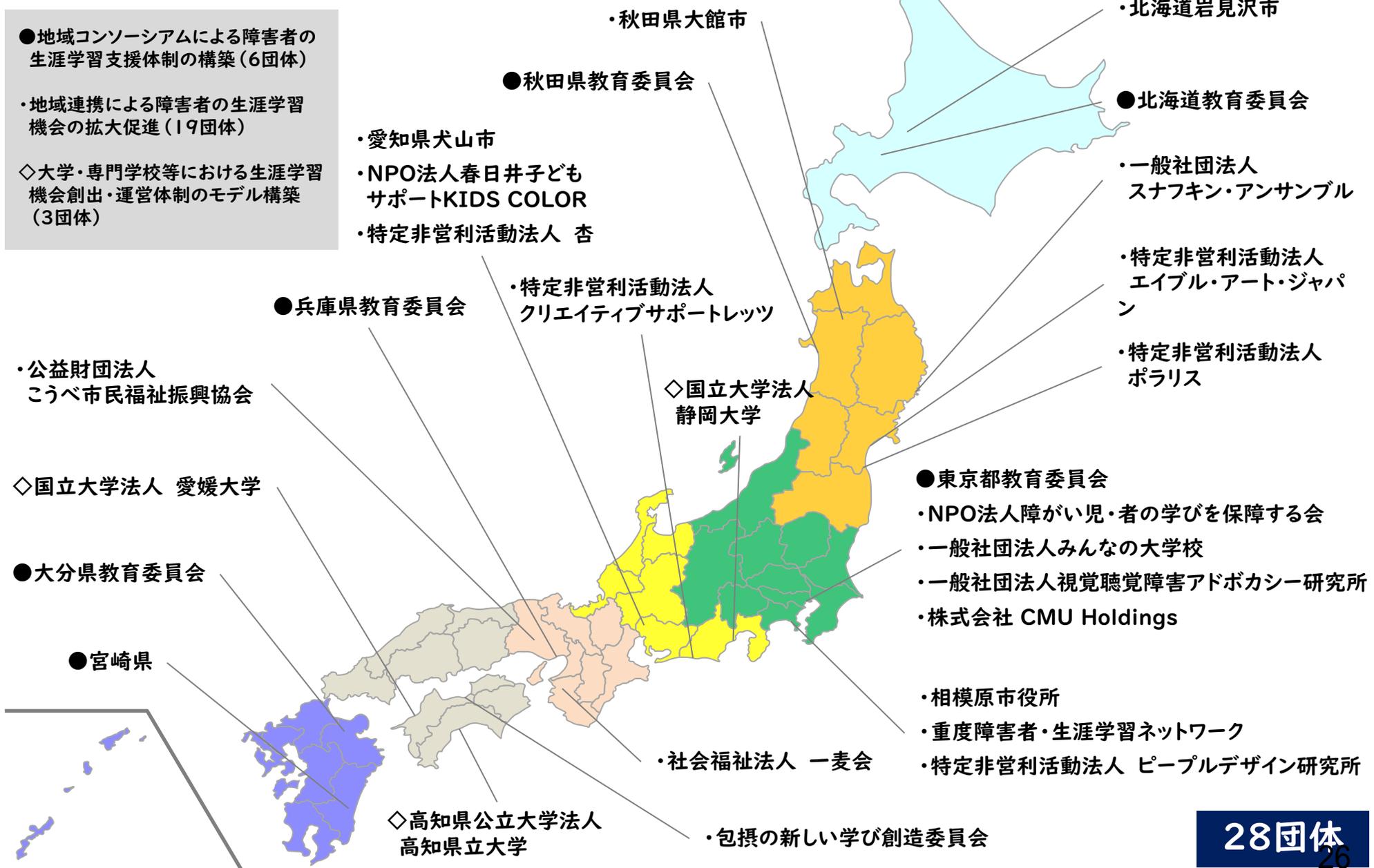


※写真：「令和元年度 共生社会コンファレンス 東海・北陸ブロック」

期待される成果 ◎各地域で障害者の社会参加と活躍を推進
◎地域における支援人材の増加と障害への理解を増進

目指す社会 ◎学校卒業後の障害者が生涯を通じて学べる社会
◎障害の有無に関わらず、共に学び、生きる共生社会

令和4年度「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」



- 地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築 (6団体)
- 地域連携による障害者の生涯学習機会拡大促進 (19団体)
- ◇大学・専門学校等における生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築 (3団体)

北海道教育委員会 (所在地：北海道札幌市)

事業名

障害者の生涯学習推進コンソーシアム形成事業

事業の趣旨・目的

- ・学校卒業後における障害者の学びの場の整備・拡充や情報共有の仕組み等について協議する場の設置
- ・効果的な学習を支援するための具体的な学習プログラム・実施体制等に関する実践研究の実施

事業実施体制・連携先

- ・医療法人、社会福祉法人、高等教育機関
 - ・社会教育施設、地域民間団体
 - ・北海道立生涯学習推進センター
 - ・市町村、特別支援学校 など
- ※コーディネーターは北海道教育庁社会教育課社会教育主事

事業内容

- ・地域連携コンソーシアム会議（年3回・コンソーシアム構成団体が実施する事業等の情報共有）の開催
- ・北海道立生涯学習推進センターによる、障害当事者の方への障害者の生涯学習推進に係るヒアリング調査や、社会教育主事講習において障害者の生涯学習支援に関する講座を実施
- ・モデル市町村（北広島市）における、市町村版地域連携コンソーシアムの構築に向けた実証研究（地域版コンソーシアム会議の実施及び障害の有無に関わらず参加できる全市的な事業の実施）
- ・道教委社会教育主事による、市町村教育委員会や保健福祉部局担当者等を対象とした指導者養成研修の実施（道内178市町村で実施予定）
- ・共生社会コンファレンスIN北海道（事例発表やグループ協議など）の開催

など

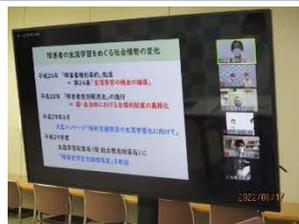
今年度の取組状況

- ・地域連携コンソーシアム会議（第1回）において、大学における生涯学習機会の拡充について協議
- ・北海道立生涯学習推進センターによる、障害当事者の方への障害者の生涯学習推進に係るヒアリング調査や、社会教育主事講習における障害者の生涯学習支援に関する講座の実施
- ・医療法人稲生会「みらいつくり大学校」における、障害者の学びのニーズを踏まえた講座の実施
- ・モデル市町村（北広島市）における、地域版コンソーシアム会議の開催、アダプテッド・スポーツの体験教室の実施、道外先進地への視察
- ・道教委社会教育主事による、市町村教育委員会や保健福祉部局担当者等を対象とした指導者養成研修の実施
- ・読書や図書館の利用に困難を伴う障害者の支援に関する研修を、司書を対象に実施

など



【アダプテッド・スポーツの体験教室】



【地域連携コンソーシアム会議（オンライン開催）】

その他研究の詳細など



【共生社会コンファレンス北海道（昨年度）】



事業名

「ひょうご障害者の生涯学習」連携コンソーシアム

事業の趣旨・目的

関係機関（大学、特別支援学校、社会福祉法人、民間企業、障害者の生涯学習の機会を提供する団体等）が連携コンソーシアムを開催することにより、障害者の生涯学習を支える持続的・総合的なネットワークの構築をめざす。

事業内容

- 「ひょうご障害者の生涯学習」連携コンソーシアムの開催（年3回）
- 調査・実践研究
 - ・障害者の博物館等利用促進に関する調査「ミュージアムインクルージョンプロジェクト」の実施
 - ・身体障害者社会学級（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由者）の開設神戸大学における学ぶ楽しみ発見プログラム（知的障害者）の実施
 - ・県内における「学びの場」についての調査の継続（一覧作成、検索アプリの周知）
- 人材の発掘と育成
 - ・支援経験に応じた研修の実施（年2回）
- 普及・啓発
 - ・関係団体・支援者・障害のある人等が参加する「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」コンファレンスの実施（メイン会場とサテライト会場をオンラインでつないで実施）
 - ・支援者向けリーフレットの作成

事業実施体制・連携先

県内大学、県ユニバーサル推進課、学校関係者、公民館関係者、障害福祉サービス等事業所、当事者保護者、当事者等を構成員とする「ひょうご障害者の生涯学習」連携コンソーシアムを設置する。継続した協議を行うため、個人ではなく、組織や団体を構成員とする。

今年度の取組状況

- ・障害者の学びの障壁を解消するため、令和3年度に実施したアンケート調査の分析を進めて、より障害者の思いに沿った活動を実施
- ・身体障害者社会学級では、青い鳥学級(視覚)8学級、くすの木学級(聴覚・言語)7教室、たけのご学級(肢体)1学級において、障害者本人や、各地域のニーズを踏まえた、効果的な学習プログラムを研究し、講座を実施
- ・障害者の生涯学習を支援する人材を発掘し育成するため、支援経験に応じた内容の研修会を実施
- ・生涯学習推進コーディネーターを中心に学びの場に関する情報を収集し発信
- ・「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を実施し、障害者の学びの場づくりに関する好事例の共有を図るとともに、関係者間のネットワークを構築
- ・障害者の博物館等利用促進に関する取組「ミュージアムインクルージョンプロジェクト」の実施

その他研究の詳細など

HPに掲載している取組



学び場検索アプリ

利用者が自らのニーズに応じて活動の場を検索しやすくするための検索アプリを開発

障害の種別にかかわらず情報をより分かりやすく伝えるため、字幕付き活動紹介動画の配信を試行



R3年度リーフレット
「障害のある人の生涯学習に関するアンケート」結果や、障害者の生涯学習を支援する際に参考になる情報を発信
<https://www.hyogoc.ed.jp/~shabunbo/syakai/Consortium/indexconsorium.html>



第1回連携コンソーシアム



第1回障害者の生涯学習支援者研修会



共に学び、生きる共生社会コンファレンス

趣旨

平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年の障害者差別解消法の施行等も踏まえ、学校卒業後の障害者が生涯を通じて学び続けられる社会、共に学び生きる共生社会の実現に向けて、**障害者の生涯学習の機会を全国的に整備・充実**することが急務である。

そこで、令和元年度より**障害者の生涯学習活動の関係者が集う「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を全国ブロック別に開催**し、障害者本人による学びの成果発表等や、学びの場づくりに関する好事例の共有、障害者の生涯学習活動に関する研究協議等を行う。障害の社会モデルに基づく**障害理解の促進**や、支援者同士の学び合いによる**学びの場の担い手の育成、障害者の学びの場の充実**を目指す。

参加者

- 150～300名程度を想定
 - 障害者本人、学びの支援者・関係者、障害者の学びに関心のある人など
- ⇒都道府県・市町村職員（障害者学習支援担当、生涯学習、教育、スポーツ、文化・芸術、福祉、労働等）、社会教育主事、公民館・図書館・博物館職員、特別支援学校等教職員、教職員経験者、障害者の学習支援実践者（NPO等）、大学関係者、福祉サービス事業所職員、社会福祉協議会職員等。

コンファレンス実施内容

例1 障害者の学びのニーズや学びの成果としての社会参加機会の創出に向けて、障害者本人による学びの成果発表や思いの表現等の機会を設定

例2 障害者の学びの場の担い手を育成するための優れた実践事例の発表や、ワークショップ等の実施

例3 各テーマ（学びの場の類型、障害種、実施主体等）ごとの分科会の開催、関係者のネットワーク構築に資する交流機会を設定



コンファレンス (Conference)

会議、協議会
関係者間で共有する問題
について協議すること

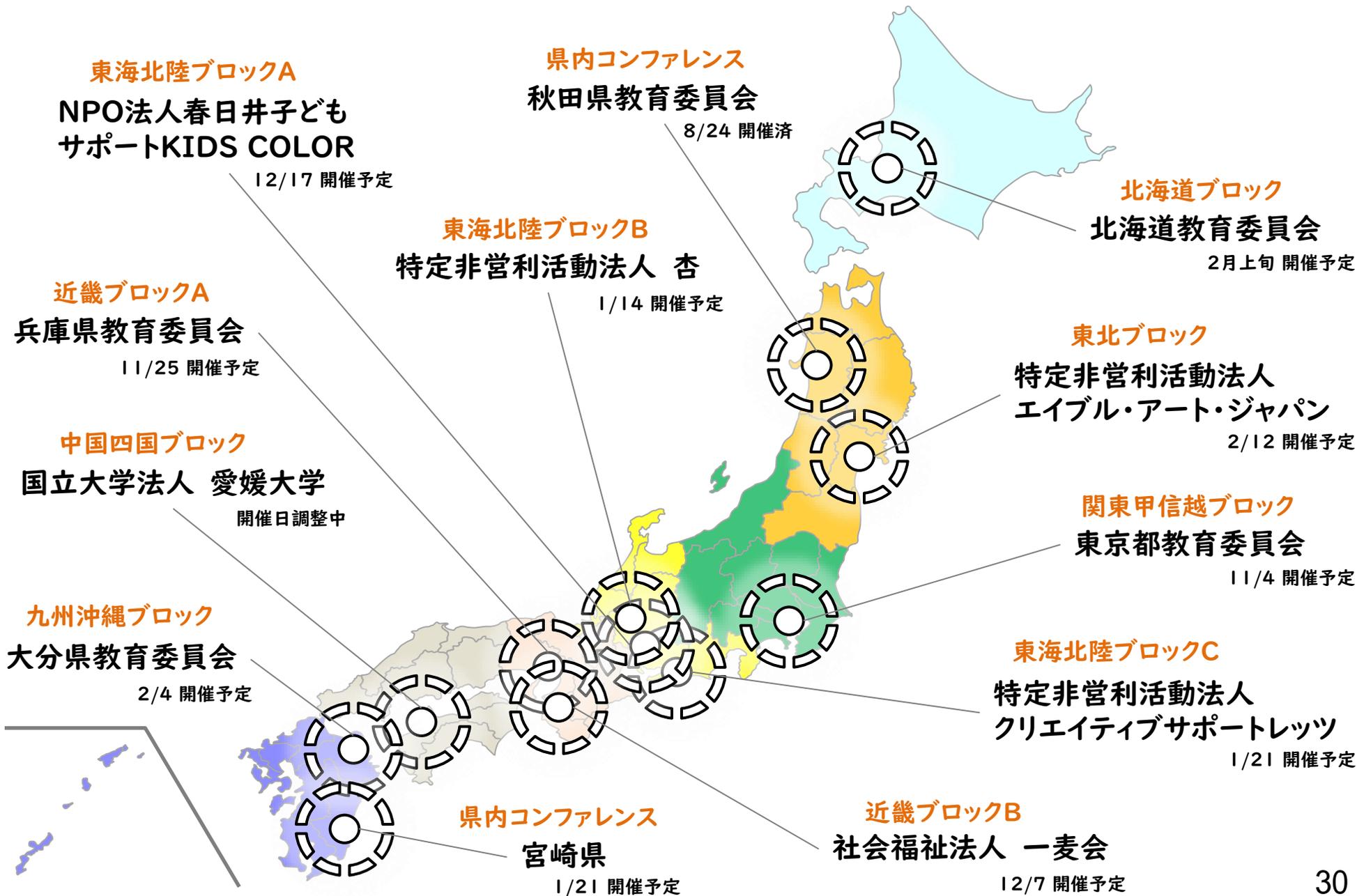
誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現

【概要映像】令和3年度
関東甲信越ブロックの様子

【記録映像】令和3年度
中国・四国ブロックの様子



令和4年度「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」実施団体地域分布



学習指導要領(平成31年2月公示)

第1章 総則

第2節 教育課程の編成

第5款 生徒の調和的な発達の支援

1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実

- (5) 生徒が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、もてる能力を最大限伸ばすことができるよう、生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努めること。また、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう配慮すること。

(5) 生涯学習への意欲の向上(第1章第2節第5款の1の(5))

本項は、障害者のライフステージ全体を豊かなものとするためには、障害のある生徒に対して学校教育段階から将来を見据えた教育活動の充実を図ることを示している。

人が豊かな人生を送っていこうとすれば、単に生活が保障され、仕事により賃金を得て、社会における役割を果たしていくのみならず、学習、文化、スポーツといった生涯にわたる学習や体験の中から生き甲斐を見つけ、人と繋がっていくことが必要となってくる。

そのため学校教育においては、卒業後の生活において、進路に関する指導だけではなく、スポーツ活動や文化活動などを含め、障害のある生徒が、自己実現を図るための生涯にわたる学習活動全般を楽しむことができるよう、第2章以下に示す各教科・科目等又は各教科等の指導や、第1章第2節第3款の1の(6)及び第5款の1の(3)、第6款の1の(3)に示されていることを踏まえ、在学中から地域における活動に参加し、楽しむ態度を養うとともに、そのために必要な行政や民間による支援について学ぶなど、卒業後においても様々な活動に積極的に参加できるよう、生涯学習への意欲を高めることが重要である。

障害のある生徒が、学校卒業後も必要な支援を受けながら豊かな生活を送るためには、特別支援学校と、企業や障害者福祉施設等、高等教育機関といった卒業後の進路先とが、密接な連携を図ることが不可欠である。

引き続き、特別支援学校の場においても、学校教育のみならず、社会教育、文化及びスポーツといった、就労や日常生活の時間とは異なる、生涯を通じて人々の心のつながりや相互に理解しあえる活動の機会が提供されるような機能が総合的に発揮されるようにすることも大切である。

障害者の生涯学習啓発リーフレット「【わかりやすい版】だれでもいつでも学べる社会へ～障害のある・なしに関係なく共に学べる生涯学習について～」

趣旨・ねらい

- ✓ 障害のある・なしに関係なく、学校卒業後も学び続けることができる「生涯学習」について、特別支援学校等の生徒を主な対象に想定したリーフレット。
- ✓ 学校の授業や卒業生の同窓会等で、学校卒業後の学びの場の紹介や自分がチャレンジしたい生涯学習について考えるきっかけとして活用・配布していただくことを期待。

構成内容

- ✓ 全16ページ構成のリーフレットの主な内容は以下の通り。
- ✓ P3～6:学校卒業後の障害のある人を対象として実施されている生涯学習の事例を掲載。公民館などの地域の社会教育施設や大学で学べる活動を紹介。
- ✓ P7～10:ワークシートになっており、得意なこと、好きなこと、将来の夢を考えることを通じて、卒業してからやりたい生涯学習を考えてみることを目的としている。
- ✓ P11、12:国、関係機関など社会全体が、障害のある人の生涯学習を応援していることを伝える。

配布方法

- ✓ 文部科学省ホームページからダウンロード可能➡



授業などで使用したい場合は、文部科学省障害者学習支援推進室までご連絡ください。製本されたリーフレットをお送りさせていただきます。

【本リーフレット掲載URL】

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00601.html



障害者の生涯学習啓発リーフレットの特別支援学校（知的障害）高等部での活用例



ホームルーム活動

> 特別活動として

将来における自己実現に関わり、一人一人の主体的な意思決定が大切であることを学ぶ。

> 具体的には

- ・ 高等部卒業後の社会生活においても、様々なことを学んだり、職業経験を積んだりすることが大切であることを学ぶ。
- ・ さらに、自分自身の在り方生き方や進むべき方向性とその具体的な選択肢について探索・試行する必要があることを学ぶ。
- ・ その上で、常に将来設計や目標を修正して、自己実現に向けて努力していくことが大切であることを学ぶ。



将来、一人暮らしをしてみたいと思いますが、一人で料理やお金の管理がきちんとできるか不安でした。調べてみたら、住んでいる市にも青年学級があるみたいだから、卒業したら学びに行きたいと思いました。

（冊子3ページを学習したAさんの感想）



<根拠規定>

特別支援学校高等部学習指導要領第5章で準ずるとしている高等学校学習指導要領第5章【高等学校学習指導要領第5章第2【ホームルーム活動】の2の(3)のア】

ア 学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解

現在及び将来の生活や学習と自己実現とのつながりを考えたり、社会的・職業的自立の意義を意識したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。

教科「職業」

> 教科「職業」として

職場で働くことを中心とした生活をする上で求められる、休日の有効な生かし方などについて学ぶ。

> 具体的には

- ・ 公共施設が提供しているサービスや、地域のサークル活動などを利用することにより、休日を有効に生かすことができることを学ぶ。
- ・ 職場によっては、レクリエーションやサークル活動、福利厚生施設が整備されていることを学ぶ。
- ・ その上で、自分の生活やニーズに沿って、これらを組み合わせて利用するなど、休日の計画的な過ごし方を考える。



部活動でダンス部に入っていて、卒業するときにダンスをやめないといけなかったのですが、社会人が入れるサークルがたくさんあるんですね。仕事が休みの日は、ダンスでリフレッシュできそうです。

（冊子10ページに書かれたBさんの思い）



<根拠規定>

【特別支援学校高等部学習指導要領第2章第2節第1款【職業】の2の〔1段階〕(2)のAのイの(1)の㊸】

イ 職業

(1) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。

㊸ 職業生活に必要な健康管理や余暇の過ごし方について考えること。



どのような表彰ですか？

障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体について、活動内容が優れているものを文部科学大臣が表彰します。

優れている活動を事例集として公表し、障害当事者や地方公共団体等に広く周知することで、障害者の生涯学習支援の推進を図ります。

【表彰式の様子(令和2年度)】

「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰



「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰は平成29年度から実施しており、これまで323件の個人・団体が表彰されています。

都道府県・指定都市、大学、文部科学省の関係団体等から推薦された候補者について、審査委員会の審査を経て表彰対象者を選定しています。

過去の表彰の様子、事例集はこちら



学習、スポーツ、文化芸術、情報保障など
活動内容は多岐にわたる



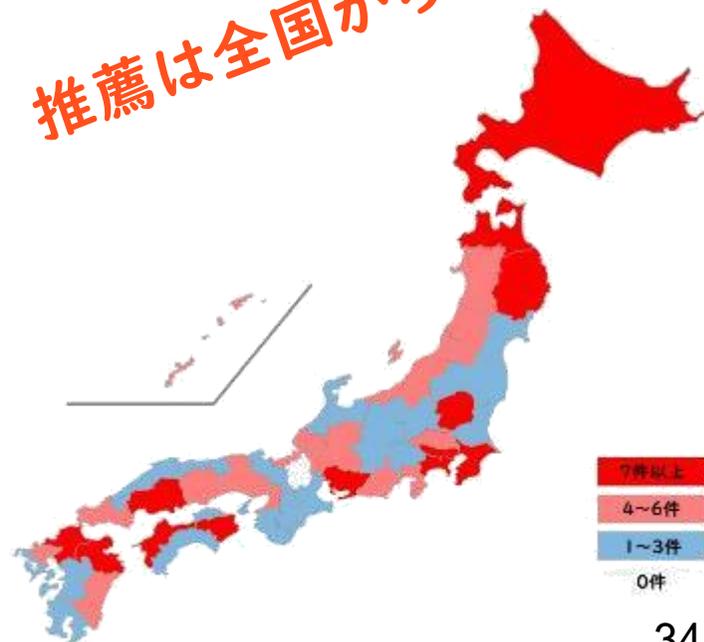
5年間で…

323件

推薦は全国から!



【表彰式での成果発表の様子(令和元年度)】



障害者の
生涯学習支援活動とは？

学校卒業後の
障害者の学びとは？

《趣旨・目的》

文部科学省が実施している「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」の取組事例を動画として紹介し、各種実践モデルの広域普及・地方公共団体が主体となり民間団体等と連携した障害者の学びの場拡充を目指す。

《視聴ターゲット》

地方公共団体の社会教育・生涯学習・特別支援教育・障害者福祉担当者など

《どんな動画？》

地域で障害者の生涯学習を実践する2つの事例にスポットを当て、取組の様子を紹介。学びの場に参加する障害当事者へのインタビューから、“学び”によって広がる世界、障害者の生涯学習実践のヒントを約13分の動画に凝縮。

《動画メニュー》

- ・金澤翔子さん（書家・文部科学省スペシャルサポート大使）のメッセージ
- ・オンラインを活用した学びの実践（一般社団法人みんなの大学校）
- ・当事者からひろがる学び（NPO法人障がい児・者の学びを保障する会）
- ・障害者の生涯学習を担う行政職員に向けて（文部科学省障害者学習支援推進室）

障害者の生涯学習
取組を始めるヒント満載

動画の視聴は
こちらから→



https://youtu.be/5bXcg_sXFd0

金澤翔子さんからのスペシャルメッセージ

やっぱり学ぶことが好きなんです

学びで自分の世界がひろがりました

共に学び ひろがる世界

～障害者×生涯学習～



 みんなの大学校
Minna no Daigaku
学び、てがみ



NPO 法人
障がい児・者の
学びを保障する会



関係法令の動向

◆視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 (通称：読書バリアフリー法) 【議員立法】

- 施行日：令和元年6月28日
- 共管省庁：文部科学省、厚生労働省
- 目的：視覚障害者等の読書環境の整備に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにする。基本計画を策定し、読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進する。
- 主な取組：
 - ✓ 基本計画（令和2年度～令和6年度）の策定
 - ✓ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会の開催（第8回協議会：令和4年6月10日開催）
※構成メンバーは関係省庁等（厚生労働省、経済産業省、総務省、国立国会図書館）及び出版者、視覚障害者等の関係者



読書バリアフリー 啓発リーフレット で検索

◆障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 (通称：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) 【議員立法】

- 施行日：令和4年5月25日
- 所管省庁：内閣府、厚生労働省
- 目的：全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要。障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する。
- 主な取組：
 - ✓ 第13条：教育、文化芸術、スポーツ、レクリエーション等の分野において情報を十分に取得利用・円滑な意思疎通を図ることができるよう、意思疎通支援を行う者の確保、養成等の必要な施策に取り組む。
 - ✓ 附帯決議：資格試験など、各種試験のバリアフリー化の促進。

意思疎通支援者養成先進事例：国立大学群馬大学手話サポーター養成プロジェクト室の取り組みがある。手話通訳に関わる資格試験にチャレンジ可能な日本手話・手話通訳スキルの獲得、スキルを活かして教育場面を中心に現場での実践力を高める科目を展開。



※群馬大学HPから引用

群馬大学 手話サポート で検索

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律 (通称：改正バリアフリー法)

- 施行日：令和2年6月19日（一部令和3年4月1日）
- 共管省庁等：国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省
- 改正のポイント：
 - ✓ 心のバリアフリーの普及啓発の推進（令和2年6月19日施行）
 - ✓ (1) 国が定める「基本方針」の記載事項や市町村が策定する「移動等円滑化促進方針」及び「基本構想」の記載事項に心のバリアフリーに係る事項を追加。(2) 「基本構想」に盛り込むメニューとして「教育啓発特定事業」創設。(3) 「基本方針」「移動等円滑化促進方針」「教育啓発特定事業」について、国土交通省とともに教育を推進する主務大臣として、文部科学大臣を位置づけ。
 - ✓ 公立小中学校施設のバリアフリー化義務付け（令和3年4月1日施行）
- 主な取組：
 - ✓ 教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン作成検討委員会にオブザーバーとして参加。障害当事者等の参画による体験や交流を推進するために必要な取組方法を検証し、教育啓発特定事業の円滑な実施に向けたガイドラインを作成。（令和4年3月）



※国土交通省HPから引用

国土交通省 教育啓発特定事業 で検索